

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2020-69075(P2020-69075A)

【公開日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2020-018

【出願番号】特願2018-204844(P2018-204844)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月29日(2020.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の形状で立体的に膨出している立体部、該立体部の周縁よりも内側の範囲に着色された装飾からなる加飾部、及び該加飾部の周縁と前記立体部の周縁との間の該立体部に設けられている余白部、を有している装飾部材を備え、

前記装飾部材は前記立体部の周縁から外方へフランジ状に延出している平板部を有し、該平板部には前記装飾部材を取付けるための取付孔を備えた

ことを特徴とした遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機やスロットマシンのような遊技機として、立体的な形状に形成されている成型部と、成型部に施されている所定の絵柄の装飾層と、を有している装飾部材が提案されている（特許文献1）。この特許文献1の技術では、絵柄における所定のキャラクタの部位を、圧空成型により立体的なレリーフ状に形成することで、絵柄のキャラクタを浮き出させて、装飾部材の装飾効果をより高められるようにしている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

しかしながら、特許文献1のような技術では、立体的な装飾部材を成型した際に、絵柄における所定のキャラクタの周縁が、立体的な部位（立体部）の周縁よりも外側に位置していると、キャラクタの絵柄が立体部からはみだして見えるため、キャラクタの絵柄と立体部とによる装飾が不自然なものに見えてしまい、遊技者の興趣を低下させてしまう問題があった。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2017-61125号公報

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、装飾部材による装飾効果を確実に發揮させることで遊技者の興趣の低下を抑制させることができ遊技機の提供を課題とするものである。

## 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0006】

## 手段：

「所定の形状で立体的に膨出している立体部、該立体部の周縁よりも内側の範囲に着色された装飾からなる加飾部、及び該加飾部の周縁と前記立体部の周縁との間の該立体部に設けられている余白部、を有している装飾部材を備え、

前記装飾部材は前記立体部の周縁から外方へフランジ状に延出している平板部を有し、該平板部には前記装飾部材を取付けるための取付孔を備えた」ものであることを特徴とする。

また、本発明とは異なる別の発明として以下の発明を開示する。

## 手段1：

始動条件の成立に基づいて図柄の変動表示を行い、該変動表示の結果として当り結果が得られた場合に所定の遊技利益を付与する遊技機において、

遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられる装飾部材と、を備え、

前記装飾部材は、所定の装飾が施されている加飾部を有するシート材からなり、伸縮可能な状態で支持部材に取付けられている装飾体を具備しており、

前記装飾体が所定のキャラクタ形を模してなり、

前記支持部材に前記装飾体が取り付けられる際に、円形からなる押さえ部材によって当該装飾体の所定面積が前記指示部材に押さえ付けられる

ことを特徴とする。

## 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0072】

このように、本発明によれば、装飾部材による装飾効果を確実に發揮させることで遊技者の興趣の低下を抑制させることができ遊技機を提供することができる。